しゅうろうしえんじぎょうしょ 【就労支援事業所】

じゅうようじこうせつめいしょ 『重要事項説明書』

事業所: つむぎ館 1 2714400658

サービス内容: 指定就労継続支援 (B型)

社会福祉法人 そうそうの杜

していしゅうろうけいぞくしえん がた じゅうようじこうせつめいしょ 「指定就労継続支援(B型) 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援(B型)サービス提供開始にあたり、厚生労働省やに基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は炎の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称称	社会福祉法人 そうそうの杜
所" 在 " 地	大阪府大阪市城東区鴫野東3丁首2番26号
でおる番号	06-6965-7171
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	理事長 荒川 輝男
設立年月	平成 13年 10月 25日

2. 划用施設

事業所の種類	指定就労継続支援(B型)事業所
	平成20年 9月 1日指定
事業所の名称	つむぎ館
(事業所番号)	(2714400658)
事業所の所在地	大阪市城東区鴫野東 3丁目2番26号
	大阪市城東区鴫野 東 3丁目2番20号
連絡先	*** 0 6 - 6 1 8 0 - 6 8 2 0
管 理 著	版 克 養子
サービス管理責任者	板見 善子
サービスの実施地域	大阪市全域
主たる対象者	知的障害者・身体障害者・精神障害者・難病等対象者
定質	20名
かいせつねんがっぴ開設年月日	で成20年 9月 1日

3. サービスの目的・運営方針

首的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な
	知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
うんえいほうしん 運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正直つきめの細かな
	就労継続支援(B型)のサービスの提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1)施 設

建物	構造	1 階建
	の ゆかめんせき 延べ床面積	9 4.5 2 m²

キャップ 主な設備

	部屋数	備考
訓練・作業室	4室	
まもくてきしつけんそうだんしつ 多目的室兼相談室	3室	
せんめん せっぴ 洗面設備	1ヵ所	
後	2 为所	

とうできょうは、こうせいろうどうしょうのである指定基準を導守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	貨数	rs 勤		非常勤		じょうきんかんきん 常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1					
サービス管理責任者	1	1					
職業指導員	1	1					
生活支援員	3	3					
もくひょう こうちん たっせい 目標 工賃 達成	1	1					
上とういん 指導員							

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、 上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・

職賞それぞれの週。あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週。35時間)で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

	- 2000 11 71			
職種	勤務体系			
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)			
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)			
職業指導員	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)			
生活支援員	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)			
もくひょう こうちん たっせい 目標 工賃 達成	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)			
指導員				

(2) 営業日と営業時間及びサービス提供日と提供時間

さいぎょうび げっようび きんようび 営業日:月曜日~金曜日

(国民の祝旨、12月30日~1月3日のうち 3日間、8月12日~8月16日のうち 3日間を除く。)

サービス提供日:営業日に同じ

営業時間:9:00~17:00まで サービス提供時間:営業時間に間じ

。 満、規定に関わらず、行事などにより他の曜日に変更する場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握
	し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	いっぱんしゅうろう ひつよう ましま のうりょく こうじょう のための必要な訓練を行いま一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行いま
	す。またその他の便宜を適切かつ効果的に特許います。
世産活動	生産活動の機会を提供します。
	① ねじ・ナット袋詰め
	② 金属部材のシール貼り〈工賃の支払〉
	上記生産活動における事業 収入から必要経費を差し引いた額に相当す
	る金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携
活動等の支援	を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の
	為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心質の状況の変化により、5皆
	以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認
	し、月2回を限度として同意の上で支援を持ついます。
健康管理	『日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を
	*行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康
	保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	*A がく 金 額
生産活動等	生産活動を行うどでかかる費用で、貧担して質くこと	実費
	が適当であるものに常る費用を質きます。	
就労に向けて	就労や実習に向けての支援のうち負担して質くこと	実費
の支援に必要な	が適当であるものに徐る費用を頂きます。	
諸経費		
日常 生活	利用者の盲常生活品の購入代金等や盲常生活に要す	実費
上必要となる	る費用で、貧道して「策くことが適当であるものに常る	
諸経費	費用を頂きます。	
	①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	
社会生活上の	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びにつ	実費

でなった。またなど、便宜の供与等	いて、利用者または蒙族が行うことが困難な場合、	(必要に応じて)
	利用者の同意をえて代持します。	
その他	・サービス提供記録等の複写代	実費
	・証明書諸書類の発行代	(必要に応じて)
	・その他	

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、 利用者の同意をいただきます。筒「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料益(厚生労働大臣の差める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者貧担労として、サービス利用料益登体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率資担または利用者貧担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

ではずき 上記「6.サービス提供の内容 (2)訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、事業所へ提出してもらい、毎月自動引き落としとなります。

(例外として、当事業所窓口での現金支払い)

- りようしゃ きろくおよ じょうほう かんりとう 8. 利用者の記録及び情報の管理等
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。値し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。
- 9. 緊急時の対応

りょうしゃ びょうじょうきゅうへんとう きんきゅうじ けん いりょうきかん れんらくとう おこな 利用者の 病 状 急 変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。.

- 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口
- (1)要望・苦情等申立先

	・苦情解決責任者	: 荒川	輝男	
--	----------	------	----	--

当事業所	・窓口担当者 がた	見 善子(管理者 兼 サービス管理責任者)
ご利用相談窓口	・ご利用時間 9	: 00~ 17:00
	でんわばんごう ・電話番号 0	6-6965-7171
	F A X 0	$6-6\ 1\ 6\ 7-2\ 6\ 2\ 2$
	担当者が不在の:	場合は、事業所事務所までお申し出ください。
		FAX 06-6605-6786
	林和雄	(メールアドレス)
第三者委員		h—lin1951@y6.dion.ne.jp
	とくだぎょうせいしょ し 徳田行政書士	TEL: 06-4306-5745 FAX06-4306-5746
	事務所徳田 昌子	(メールアドレス)zzosan@gmail.com
大阪市役所	· 所 * 產 * 地 : 犬阪	をおおきかしまたくなかのしま ちょうめ (まん) 存大阪市北区中之島1丁目3番20号
福 祉 課	・電話番号:06-	6 2 0 8 - 8 0 7 1
大阪市各区役所	・「別紙1」の各区	*ベ៶゚ーピルサークーター、゚ールサビヘラルヤラ6ムロントラ 役所保健福祉窓口一覧表をご参照ください。
保健福祉窓口		
	·所在"地:大阪	存状旋节中央区谷町7寸首4番5号
うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	・電話番号:06-	6 1 9 1 - 3 1 3 0
	• F A X:06	-6191-5660

(2) 虐待防止に関する相談窓口

	• 責任者	荒川 輝男	
きゃくたいぼうし 虐待防止に関する	*窓口担当者	板見 善子(管理者 兼 サービス管理責任者)	
そうだんまどぐち 相談窓口	ご利用時間	9:00~ 17:00	
	でんわばんごう ・電話番号	$0\ 6-6\ 9\ 6\ 5-7\ 1\ 7\ 1$	
	F A X	$0\ 6-6\ 1\ 6\ 7-2\ 6\ 2\ 2$	

11. ちょうりょくいりょうきかん 加力 医療機関

医療機関の名 称	医療法人 正木脳神経外科クリニック		
医院最名	正木 伸		
新在地	大阪市城東区蒲生 2-9-7		
電話番号	06-6931-6605		
診 療 科	方。 大がに、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に		

上記の他、答尊悄笆に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
でいた。 平時の訓練	・別途に差める、消防計画書に則り、牟1回、避難・防災訓練を、
半時の訓練	利用者の芳も参加して実施します。

	・自動火災報知機 有・誘導 好 有
	・ガス漏れ報知機 有・非常通報装置 無
	・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無
防災設備	・室内防火栓 無
	・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。
	・ 震災に備えての備蓄 (食 料 ・ 飲料 水 1日分)
	(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
しょうぼうけいかく 消防計画	消防暑への届出日: 令和元祥12月
消 的 計画 	防火管理者 : 貨賴 正施
	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。
保険加入	加入保険会社名:AIG
	保険
	加入保険內容:火災保険

13. 当事業所ご利用の際に智慧いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の角法にしたがってご利用ください。これに受したご利用により被損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	世人かんまたまた全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。首己 管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込ま ないようお顔いします。
宗教活動·政治活動、 營利活動	利角者の思想、信仰は首曲ですが、他の利角者に対する宗教 活動、政治活動技び営利活動はご遠慮ください。

記: 平成26年4月1日改訂

記: 平成27年7月1日改訂

記: 平成28年8月1日改訂

記: 空成29年4月1日改訂

記:令和2年1月1日改訂

記: 令和3年10月22 日改訂

14. 利用開始年月日

指定障害者福祉サービス就労継続支援(B型) つむぎ館 の提供及び利用の開始に際し、本書館に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名:つむぎ館

説明者職名:サービス管理責任者 ⑩ 氏名:板角 善子 ⑩

がまずしまり	生所:	
氏	名:	ÉÚ
だいりにんじ代理人	堂所:	
氏	名:	節
ぞく	#5 <u></u>	

	各区保健福祉センター保健業務担当一覧	Ī
区名	担当名	電話番号
北区	保健福祉課(健康づくり)	06-6313-9882
都島区	保健福祉課(運営)	06-6882-9882
福島区	保健福祉課(運営)	06-6464-9882
此花区	保健福祉課(地域保健)	06-6466-9882
中央区	保健福祉課(運営)	06-6267-9882
西区	保健福祉課(地域保健)	06-6532-9882
港区	保健福祉課(保健運営)	06-6576-9882
大正区	保健福祉課(健康づくり)	06-4394-9882
天王寺区	保健福祉課(健康推進)	06-6774-9882
浪速区	保健福祉課(保健)	06-6647-9882
西淀川区	保健福祉課(運営)	06-6478-9882
淀川区	保健福祉課(健康づくり)	06-6308-9882
東淀川区	保健福祉課(健康づくり)	06-4809-9882
東成区	保健福祉課	06-6977-9882
生野区	保健福祉課(健康増進)	06-6715-9882
旭区	保健福祉課(保健衛生)	06-6957-9882
城東区	保健福祉課(保健)	06-6930-9882
鶴見区	保健福祉課(健康づくり)	06-6915-9882
阿倍野区	保健福祉課(地域保健)	06-6622-9882
住之江区	保健福祉課(健康支援)	06-6682-9882
住吉区	保健福祉課(健康推進)	06-6694-9882
東住吉区	保健福祉課(保健・健診)	06-4399-9882
平野区	保健福祉課(地域保健)	06-4302-9882
西成区	保健福祉課(地域保健)	06-6659-9882